

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和3年12月1日（水）～令和4年3月31日（木）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

2022年4月から
パワハラ防止対策が
全企業に義務化されます！
（大企業は2020年6月から義務化
されています。）！

セクハラについて社内の
相談窓口相談したら
「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」と何
度も言われ、精神的に非常に苦
痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗
に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関
するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介
護休業等に関するハラスメントの防止
措置は、会社としてなにをする必要が
あるんだろう。
パワハラも対策に含めた方がよいのだ
ろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食
事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、
身体への不必要な接触など、意に反する性
的な言動が行われ、拒否したことで不利益
を受けたり、職場の環境が不快なものとな
ることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地
位や人間関係などの職場内での優位性を
背景に、業務の適正な範囲を超えて、精
神的・身体的苦痛を与えられたり、職場
環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主
が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）と
いった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上
司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

働く人 企業の担当者

企業の担当者

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、
均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

宮崎労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

◆宮崎労働局 雇用環境・均等室

◆受付日 平日（土日・祝日、12/29～1/3を除く）

◆受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

※就職活動中の学生からのハラスメント相談にも応じています。

電話番号 0985-38-8821

住所 宮崎市橘通東
3丁目1番22号
宮崎合同庁舎 4階

